# 令和3年度 全国労働衛生週間 県央地区推進大会



厚木労働基準監督署

# 全国労働衛生週間の目的

1 事業場における労働衛生意識の高揚を図る。

2 自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図る。

# 令和3年度 スローガン

全体(主)スローガン 向き合おう!こころとからだの

健康管理

副スローガン うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場

# 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上 及び労働衛生意識の高揚を図る とともに、自主的な労働衛生管理 活動の定着を目指して、各事業場 においては、事業者及び労働者 が連携・協力しつつ、次の事項を 実施してください。

# 全国労働衛生週間及び準備期間中に実施する事項

実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる 「三つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス 感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底する ことはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する 「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従ってください。

# 全国労働衛生週間中(10月1日から10月7日)に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事 故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識 高揚のための行事等の実施

# 準備期間(9月1日から9月30日)中に実施する事項(大項目)

ア重点事項

イ 労働衛生3管理の推進等

ウ作業の特性に応じた事項

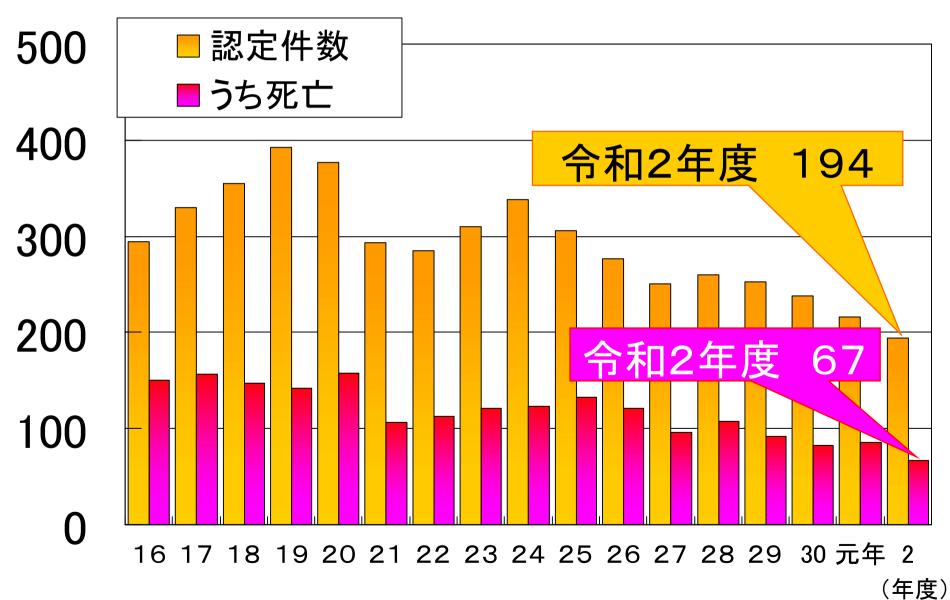
# ア 重点事項(中項目)

- (ア)過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- (イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策 の推進に関する事項
- (ウ)新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項
- (エ)「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく労働災害の 予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進に関する事項
- (オ)化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- (カ)石綿による健康障害防止対策に関する事項
- (キ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対 策に関する事項
- (ク)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と 仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- (ケ)「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する 事項
- (コ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に 関する事項
- (サ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

## (ア)過重労働による健康障害防止のための 総合対策に関する事項

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び 労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間 労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する 医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後 措置の徹底
- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域 窓口の活用

# |<mark>脳・心臓疾患</mark>の労災認定件数(全国)



## 長時間労働者に対する面接指導等

## <労働時間の状況の把握>

労働安全衛生法第66条の8の3

労働安全衛生規則第52条の7の3により規定。

- (1)長時間労働などにより健康リスクが高い状況の労働者を見逃さないため、確実に医師による面接指導が実施されるために必要。
- (2) タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間(ログインからログアウトまでの時間)の記録等の客観的な方法その他適切な方法により労働時間の状況を把握することを事業者に義務付け。
- (3) 管理監督者、裁量労働制の適用者等も対象。
- (4) 労働時間の状況の記録の作成、3年間の保存を事業者に義務付け。

平成29年1月20日厚生労働省策定「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に留意し、適正な労働時間の把握を。

## 長時間労働者に対する面接指導等の流れ

拡充

事業者が管理監督者や裁量労働制の適用者を含めた全ての労働者の労働時間の状況を把握

拡充

事業者が産業医に時間外・休日労働時間80h/ 月超の労働者の情報を提供

新規

事業者は時間外・休日労働時間80h/月超の 労働者本人に労働時間の情報提供

産業医が情報を元に労働者に面接指導の申出を勧奨することができる

拡充

時間外・休日労働時間80h/月超の労働者が事業者に面接指導の申出

※面接指導の対象となる時間外・休日労働時間の基準を100h/月超から80h/月超に拡大

事業者が産業医等による面接指導を実施

事業者が産業医等から労働者の措置等に関する意見を聴く

事業者が産業医等の意見を踏まえて必要な措置を講じる

新規

事業者が産業医に措置内容を情報提供

新規

産業医が勧告を行う場合は事業者からあらかじめ意見を求める

産業医が労働者の健康を確保するために必要があると認める場合は事業者に勧告

新規

事業者が産業医の勧告内容等を衛生委員会等に報告

# (イ)「労働者の心の健康の保持増進のための 指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進 に関する事項(1/2)

- a 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進 する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の 健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスケア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備

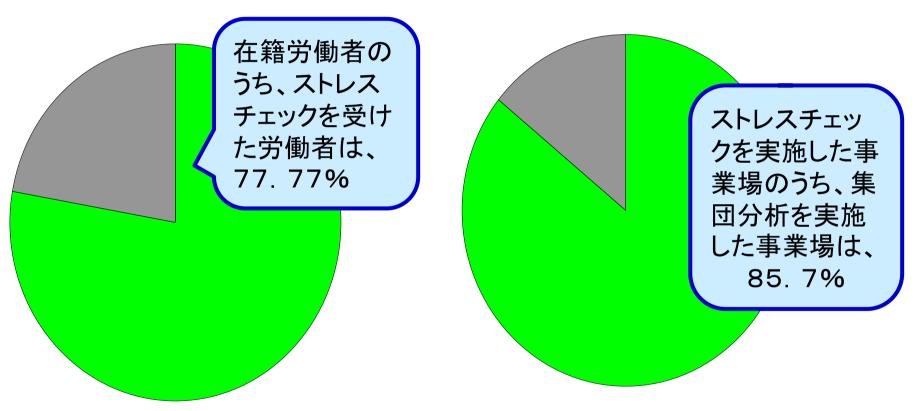
## 産業医・産業保健機能の強化

- 労働安全衛生法改正 平成31年4月1日
- <産業医の活動環境の整備>
  - ⇒労働者が産業医等に直接健康相談ができる環境整備
    - (1) ①~③の情報を労働者に周知することを事業者に義務付け
      - ①事業場における産業医の業務の具体的内容
      - ②産業医に対する健康相談の申出方法
      - ③産業医による心身の状態に関する情報の取扱い方法
        - (※労働者50人未満の事業者は努力義務)
    - (2)産業医等が労働者からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等を、事業者の努力義務として規定。

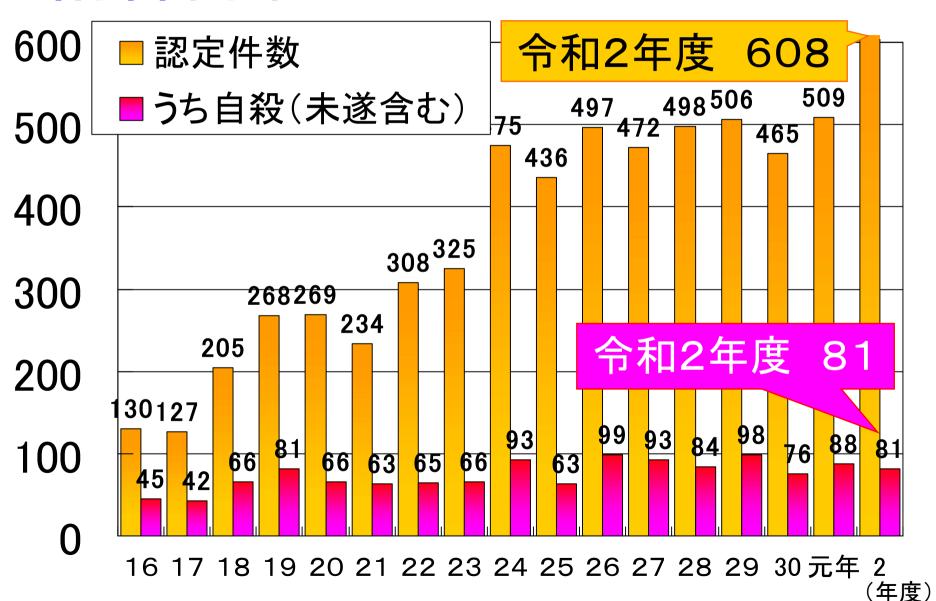
## (イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」 等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する 事項(2/2)

- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック 結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善 の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタル ヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場 復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」(9月10日~9月16日)等を とらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的 な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス 対策に関する支援の活用

# ストレスチェックの受検状況・集団分析の実施状況(神奈川)



# 精神障害の労災認定件数(全国)



# 仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがある労働者の割合



平成4年9年 14年 19年 24年 29年 30年令和2年

平成24年まで労働者健康状況調査、平成29年以降は労働安全衛生調査(実態調査)



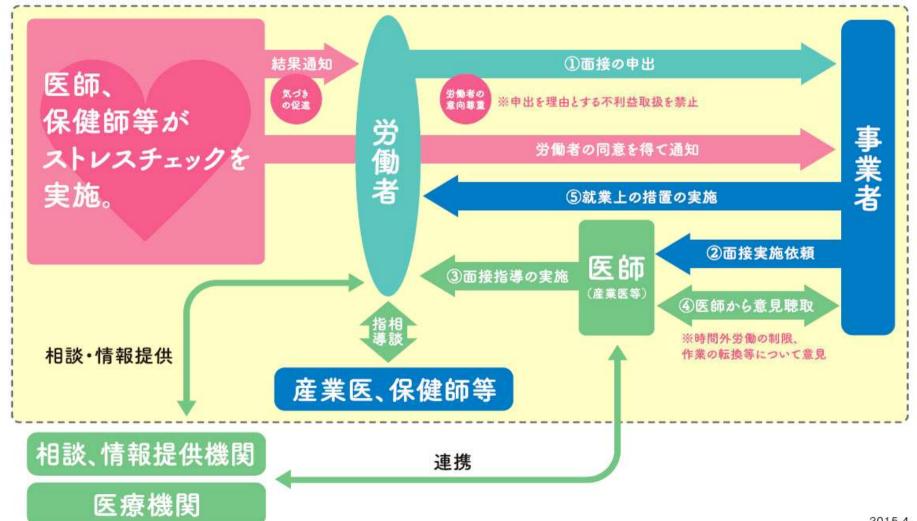
## ストレスチェック制度 ①

## 制度の概要(平成27年12月1日施行)

- \*常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を実施することが事業者の義務となりました(労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務)。
- \*検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に 通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されま す。
- \*検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。
- \*面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となります。

# ストレスチェック制度

## ストレスチェック制度の流れ



# 健総合支援センター活用

事業者・安全衛生・人事・労務御担当のみなさん!

神奈川産業保健総合支援センター主催 安全)衛生活動を改善・活性化しませんか。

8月・9月の研修予定

1 全国労働衛生凋間準備月間にむけ、検討する課題

令和3年8月23日 13:30~14:15 【演題】うちの会社の労働衛生管理と健康管理、本当に正しいの? ~労働衛生管理のすすめ方と定期健康診断結果の有効活用~ 令和3年9月1日~30日 健康増進普及月間と職場の健康診断強化月間への取組

2 もしも、社員が新型コロナウイルスに感染したら・・・

令和3年9月1日 13:30~14:15

【内容】新型コロナウイルス(変異株)の特徴と感染対策

- ・社員が感染しても、あわてない対処の方法と職場復帰支援
- ・コロナハラスメント防止に向けた研修を実施しよう
- 溶接ヒュームにおける法改正無料 Web 説明会

令和3年9月14日 14:00~15:45

【内容】1 特定化学物質障害予防規則改正の解説(60分) 2 空気中のヒューム濃度測定と呼吸用保護具の選択(45分) 協力:中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター

4 中小規模事業場で行う健康管理のすすめ方

令和3年9月16日 14:00~14:45 【内容】健康診断データーの読み方と保健指導の必要性

5 全業種必見! 中高年労働者の運動機能と転倒災害防止

令和3年9月30日 13:30~15:00 (予定)

【内容】1 職場で行う中高年労働者における運動機能の改善

2 摩擦係数測定器を用いて通路や床の安全性を評価

※ **すべての研修会**のお申し込みは、こちらから お願いいたします。

10月の研修会は、

こちらからクリック

労働衛生管理活動の応用編と小売業・医療・社会福祉施設むけ研修会などが中心です。 参加申込み方法(※定員に達し次第、申込みを締め切らせていただきます。)

申込先:独立行政法人労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センターのホームページ 「研修のご案内」からお申込みが出来ます。

神奈川摩保

https://www.kanagawas.johas.go.jp/publics/index/22/

神奈川産業保健総合支援センター

神奈川産業保健総合支援センター(かながわ産保センター)

・・・ を お 知 りに なった 方 へ

#### かながわ産保センターの事業概要

かながわ産保センターは、企業に必要なメンタルヘルス 対策や治療と仕事の両立支援等の労働衛生対策全般を

専門スタッフが無料でご支援

させていただいています。 くわしくは、QR コード





又は写真をマウスクリックしてください。

#### 2 かなかわ産保のメルマガ登録で最新情報入手

企業活動に欠かせない産業保健対策の 最新情報を入手するために、 メルマガ登録をしてください。

メルマガ登録をしていただくと、 表面にあります無料研修会等の 情報入手が容易となり、 職場環境等に応じながら、

> 常に、新しい情報を社内で活用でき、 必要な対策を講じられるなどの メリットが得られることとなります。



スマートフォン等 メルマガ母経用 QR コード

## (ウ) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止 に向けた取組の推進に関する事項

- a 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、 事業場内の感染防止対策実施状況の 確認と徹底
- b「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ~取組の5つのポイント~を確認しましょう!

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示 す~取組の5つのポイント~が実施できているか確認しましょう。
- ~取組の5つのポイント~は感染防止対策の基本的事項ですので、未実 施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を 参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検 **討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大** を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載 していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県 労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止 対策相談コーナー」にご相談ください。

#### ~取組の5つのポイント~

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行 できる雰囲気を作っています。
	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、 密にならない工夫を行っています。
	休憩所、更衣室などの"場の切り替わり"や、飲食の場など 「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけ を行っています。
	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒 など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

**停** 原生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

#### テレワークの積極的な活用について

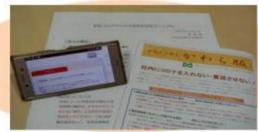
- ▶ 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時 間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- > さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやす くまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通軌での感染防止のため、 テレワークを積極的に進めてください。

リーフレットは 厚生労働省 ホームページから ダウンロード可能です。



#### 職場における感染防止対策の実践例

体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール 新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成(製造業)



ネットや社内報で共有した。 ① 感染リスクのある社員の

感染者が発生した場合の対応

手順を定め、社内イントラ

- 自宅待機
- ②濃厚接触者の把握
- ④関係先への通知など

手順全文は (独) 労働者健康安全機構 長野産業保健総合支援 センターホームページから ダウンロード可能です。



サーマルシステムの導入(社会福祉法人)



- > サーマルシステムを施設受 付入口に設置し、検温結果 が37.5℃以上の者の入場を 禁止している。
- 本システムでは、マスクの 着用の検知を行い、マスク の未着用者には表示と音声 で注意喚起を行う仕組みと なっている。



密とならない工夫 I Tを活用した対策(建設業)

#### ITを活用した説明会の開催(その他の事業)



R3.2

スマートフォン用 無線機を導入し、 社員同士や作業従 事者との会話に活 用。3密を避けた コミュニケーショ ンをとるようにし



- > WEB方式と対面 方式併用のハイブ リッドの説明会を 開催した。
- 対面での参加者に 対しても、席の間 隔を空ける、机に アクリル板を設置 するなどの対策を 行った。

#### 職場における感染防止対策の実践例

#### ○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室など)に注意が必要

#### 休憩所での対策(小売業)

#### 社員食堂での対策(製造業)





- 社員食堂の座席 レイアウトを変 更し、テーブル の片側のみ使用 可とした。
- ▶ また、混雑緩和 のために、昼休 みを時差でとる ようにした。

## ○ 感染防止のための基本的対策入館時の手指等の消毒(宿泊業)

#### 複数人が触る箇所の消毒(製造業)





・複数人が触る可能性がある機械 のスイッチ類を 定期的に消毒することを徹底した。

## ○ その他の取り組み外国人労働者への感染防止対策の周知(建設業)

#### ((((感 原 夏 防 止 5)))) ・ チボい うがい ままご! ・ サジミタン 種様は! ・ 物制検差 必わすこ! ・ 人志み続けまさ!マスクサよ! ・ お手後冬 非効か!

Phong chong shiem khuan 1 (Coronavirus)

- Hộc tay súc miệng chắc chân?
- Có độ giất ngô!
- Dong quản kiểm trư nhiệt độ mỗi sáng!
- Höy tránh dám döngt Đặc trên một mặt nai
- Hãy shắc chấn để thông gió khu vực con lại
- ➤ 建設現場に入場する外国 人向け安全衛生の資料に、 新型コロナウイルス感染 症の注意点を外国語に 訳したものを発し、周 知徹底を図った。

#### 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を 労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症 対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ➤ 職場の実態を確認し、全員(事業者と労働者)がすぐにできることを確実に継続して、実施 いただくことが大切です。

#### 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

			810			
ı	感染を含むたの体制					
	<ul><li>事業場合トップジ、製造コロナウィル入港会会の拡大及はご機械的ご取り組むことを表現し、労働者 に対して会会を終き換ますることの業業性を促えている。</li></ul>					
Ī	· 非常等的成品化学协约实际发展的成功的由于证明。(1)-4、(第五管理的, 第五程建设公司)					
ľ	・自住の取締がルールのつなりで、対象者主義に運知を行っている。		divisid			
ľ	・対象者が活体予防の行動を明らように指揮することを、管理監督者に批判している。					
Ì	・党主衛主義資金、衛生委員会等の可提が基まる等において、新型コロナウイルの原金資本拡大担点 哲ヤーマとして取り上げ、英事等の実施を加えた。実際可能な対策を開発している。					
ĺ	・概集におでも労働者が感命を抑む行動を取らより 成」の高速機について、労働者を具に用知されってい	を含くスクが基準を行っての機能 p が 新しい生活機 ・心	Mosed			
Ī	・新型1の十分イルス原制非常アフリロSSSA(主義知)、インストールを充業者に制度している。		排标电池			
ī	原業防止のための基本的な対策					
	(1)事業場に担いて特に設定すべき事情である「物価のもつのがイント」					
ı	・「数量からつのボイン・」の実践が定を確認し、報告で	での対応を検討のよ、実施している。	morest			
Ī	(2)哲学改正のための2つの基本 (1月後的高級の確保、2マスクの意用、3を洗い					
١	・人との機能は、丁含をだける…(業務)…(物けることを米のている。		Messel			
ı	・会議をする際は、初始の第三表を選を続けることを求	ERTI-L.	Birth			
4	THE RESTRICTION OF THE PARTY AND	mercana mercana managan ma				

チェックリストは 厚生労働省 ホームページから ダウンロード可能です。



#### 職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

#### 受付時間 平日(月~金曜日) 午前 8:30~午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら

<学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

# (エ)「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進に関する事項

- a 事業者による高年齢労働者の労働災害防止対策に積極的 に取り組む旨の表明
- b 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害の発生 を考慮したリスクアセスメントの実施
- c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じ、施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特定を考慮した、作業内容等の見直し
- d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期の健康診断の 確実な実施と労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
- e 高年齢労働者の身体機能の維持向上のための取組の実施

# 高年齢労働者に配慮した職場改善

厚生労働省 令和2年3月16日「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)

⇒事業者と労働者に求められる具体的取り組みを示した ガイドラインを公表。

## 中央労働災害防止協会「エイジアクション100」

高年齢労働者の安全と健康確保のための100の取組(エイジアクション)を盛り込んだチェックリストを活用し、職場改善に向けての取組を進める「職場改善ツール」

## 「エイジアクション100」特設サイト

アドレス:http://www.jisha.or.jp/research/ageaction100/index.html

#### エイジフレンドリーガイドラインの主な内容

#### 事業者に求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

#### 1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します。
- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例 やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→



#### 2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策)
- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います。

#### ♥対策の例♥





警報音等は聞き取り やすい中低音域の 通路を含め作業場所の 音、パトライト等は 有効視野を考慮

照度を確保する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の 高さや作業対象物の配置を改善する





防滑靴を 利用させる

階段には手すり を設け、可能な 限り通路の段差 を解消する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装 を準備する

リフト、スライディング シート等を導入し、抱え 上げ作業を抑制



- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材(床 材や階段用シート)を採用する
- 熱中症の初期症状を把握できるウェアラブ ルデバイス等のIoT機器を利用する
- パワーアシストスーツ等を導入する 等
- (2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)
- ・高年齢労働者の特性を考慮し作業内容等を見直します。例えば、勤務形態や勤務時間を 丁夫して高齢者が就労しやすくすること(短時間勤務、隔日勤務等)や、ゆとりのある 作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

## 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の

#### (1) 健康状況の把握

- 健康診断を確実に実施します
- ・職場で行う法定の健診の対象にならない方 については、例えば地域の健康診断等を受 診しやすくするなど、働く高齢労働者が自 らの健康状況を把握できるようにします

#### (2) 体力の状況の把握

- 主に高年齢労働者を対象とした体力チェッ クを継続的に行うよう努めます
- 体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に 説明するとともに、事業場における方針を 示し、運用の途中で適宜その方針を見直し ます

#### き注意占き

・安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準 は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルー ル化するようにします



健康や体力の状況に関する情報について は、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

#### 4 高年齢労働者の健康や体力の 状況に応じた対応

- (1) 個々の高年齢労働者の基礎疾患の罹 患状況等の健康や体力の状況を踏ま えた措置を講じます
- (2) 高年齢労働者の状況に応じた業務の 健康や体力の状況は高齢になるほど個

人差が拡大するため、個々の労働者の 状況に合わせ、適合する業務をマッチ ングさせます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置 例えばフレイルやロコモティブシンド ロームの予防を意識した健康づくり 活動を行います

#### ♥取組の例♥

転倒・腰痛予防!「いきいき健康体操」

https://youtu.be/9jCi6oXS8IY

(令和元年度厚生労働科学研究機補助金 労働安全衝 生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操 の開発およびその検証」の一環として製作)



全国の体操動画やリーフレットの 紹介(厚労省HP)



#### 5 安全衛生教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とり スクについて理解させるため、時間 をかけ、写真や図、映像等の文字以 外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業 種、業務に従事する場合、特に丁寧 な教育訓練を行います

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象とし たものですが、請負契約により高齢者を就業させる ことのある事業者においても、このガイドラインを 参考として取組を行ってください。

# (オ)化学物質による健康障害防止対策に 関する事項(1/2)

- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の遵守の 徹底(非製造業業種を含む)、金属アーク溶接等作業に おける健康障害防止対策の推進
- b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認
- c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセス メントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や 適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
- d ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果に ついて労働者に対する教育の推進

# 金属アーク溶接等作業 法令改正

#### 金属アーク溶接等作業に従事する皆様へ 「溶接ヒューム」が特定化学物質になります! 特定化学物質障害予防規則が改正されました (令和3年4月1日施行(一部令和4年4月1日施行))

神奈川労働局労働基準部健康課

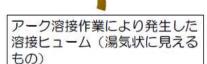
#### 「金属アーク溶接等作業」とは、

- 金属をアーク溶接する作業
- アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業のことをいいます。
- ※ 屋内、屋外を問わずアークを熱源とした溶接、溶断、ガウジングの全てが含まれ、ガスやレーザーを熱源とするものは含まれません。
- ※ 自動溶接を行う場合には、溶接中に溶接機のトーチ等溶接ヒュームに ばく露する作業が含まれ、溶接機のトーチから離れた操作盤の作業など は含まれません。

#### ※ 溶接ヒュームとは・・・

アークの熱によって溶けた金属が蒸気となり、空気中で固体(金属酸化物)の細かい粒子となったもので、煙のように見えるものです。





従来から、金属をアーク溶接する業務については、粉じん作業に該当し、有効な呼吸用保護具の着用が義務付けられており、また溶接ヒュームは吸引することにより、金属熱など急性中毒の原因物質になることが知られていました。

今回、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったこと (詳細は厚生労働省HPを参照 願います) から、労働者の化学物質へのばく露防止措置や健康管理を推進するために、特定化学物質(第2類物質)に加えられるとともに、必要な措置について改正されました。

#### 必要な措置(改正事項)

- 1 特定化学物質作業主任者の選任(令和4年3月31日まで経過措置あり)
  - 屋内、屋外を問わず、金属アーク溶接等作業については、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任し、以下の職務を行わせることが必要となります。
  - ※「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」は、神奈川労働局の指定教習機関で受講していただく必要があります(4ページを参照してください)

#### 作業主任者の職務

- ① 作業に従事する労働者が溶接ヒュームに汚染、吸入しないように作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置 を1か月を超えない期間ごとに点検すること
- ③ 保護具の使用状況を監視すること

#### 2 特殊健康診断の実施

● 屋内、屋外を問わず、金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇い入れ又は配置換えの際およびその後6か月以内ごとに1回、定期に、医師による健康診断を受診することが必要となります。

アーク溶接等作業に従事している方は、じん肺法に基づくじん 肺健康診断が義務付けられているため、<u>両方の健康診断を受診</u> することが必要となります。

#### 特殊健康診断実施後の措置

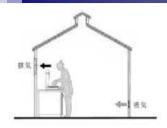
- ① 健康診断の結果を労働者に通知する
- ② 健康診断の結果(個人票)は5年間保管する
- ③ 特定化学物質健康診断結果報告書(特化則様式第3号)を所轄労働基準監督署長に提出する
- ④ 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる

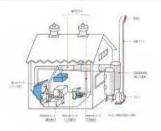
#### 3 全体換気装置による換気

● 屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、全体換気装置による換気か、これと同等以上の措置が必要となります。

「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ※ 作業場の建屋の側面の半分以上に渡って壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ※ ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所





全体換気装置の例

全体換気装置と同等以上の措置(局所排気装置)の例

#### 4 溶接ヒューム濃度の測定(令和4年3月31日まで経過措置あり)

- 継続して金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場では、
  - 溶接方法が変更された場合
  - ・溶接材料、母材や溶接作業場所の変更が溶接ヒューム濃度に 大きな影響を与える場合

に、個人ばく露測定により、溶接ヒューム濃度測定を行う必要があります。 (現に継続して屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行っている事業場では、令和4年3月31日までに一度測定を行う必要があります。)



個人ばく露測定方法の例

(注) 個人ばく露測定は、第1種作業環境測定士、作業環境測定機関などの、当該測定について十分な知識・経験を有する者により実施されるべきとされます。

#### 溶接ヒューム濃度測定の結果に応じ、以下の措置を講ずる必要があります。

- ① 溶接ヒューム濃度がマンガンとしてO.O5mg/m(「管理濃度」といいます。) 以上の場合は、換気装置の風量の増加その他必要な措置(溶接母材や溶接方 法の見直しなど溶接ヒューム量の低減や、集じん装置による集じん、移動式 送風機の利用による送風の実施などがあります)を講じ、再度溶接ヒューム 濃度を測定すること。また測定記録は3年間保管すること。
- ② 溶接ヒューム濃度に応じ、有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ③ 面体を有する呼吸用保護具については、1年以内ごとに1回、定期に呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認(フィットテスト)し、結果を3年間保管すること。

屋外作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合でも、有効な呼吸用保護具の着用が必要です。





#### 呼吸用保護具の例

#### 5 床の掃除等

- 継続して金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場は、床等を、 水洗等で容易に掃除できる構造とする必要があります。
- 水洗等粉じんが飛散しない方法により、1日1回以上掃除する 必要があります。

#### 6 その他

- 金属ヒュームが特定化学物質に指定されることにより、新たに以下の特定 化学物質障害予防規則等が適用されることとなります。
- 安全衛生教育の実施
- ぼろ等の処理
- 屋内作業場は不浸透性の床にすること
- 作業場所は関係者以外の立ち入りを禁止すること
- ・運搬、貯蔵時は堅固な容器を使用すること
- 作業場所以外に休憩室を設置すること
- 身体の洗浄設備等を設置すること
- 作業場所での喫煙、飲食を禁止すること
- 有効な呼吸用保護具の備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること

#### 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を行っている指定講習機関

講習機関	所在地	電話
(公社)神奈川労務安全衛生協会	横浜市中区相生町3-63八百政ビル	045-662-5965
建設業労働災害防止協会神奈川支部	横浜市中区太田町二丁目22	045-201-8456
(株) IHI技術教習所神奈川センター	綾瀬市小園720	0467-78-7741
(財) 労働安全衛生管理協会	さいたま市南区南浦和 2-2 7-1 5	048-885-7773
技術技能講習センター(株)	東京都練馬区豊玉北 4 - 1 - 5 - 1 F	03-6914-9674

講習日程、開催場所、受講申込方法等については、各講習機関に直接お問い合わせください。 開催場所、受講者数に応じて出張講習の実施が可能です。詳しくは各講習機関にご相談ください。

(R3, 2) ご不明な点は、神奈川労働局健康課または最寄りの労働基準監督署にお願いします。

## 化学物質のリスクアセスメントの義務化及びラベル表示対象の拡大

平成28年6月1日から、一定の化学物質について、リスクアセスメントの実施が義務付けられ、また、ラベル表示をしなければならない対象物が拡大されました。

今回の改正は、人に対する一定の危険有害性が明らかに なっている化学物質について、起こりうる労働災害を未然に防 ぐため、事業者及び労働者が危険有害性を認識し、事業者がリ スクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組みを創設するも のであり、労働安全衛生法施行令別表第9及び別表第3第1号 に掲げる674の化学物質及びその製剤について、

- ① 譲渡又は提供する際の容器又は包装へのラベル表示
- ② 安全データシート(SDS)の交付
- ③ 化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの3つの対策を講じることが柱です。





### 化学物質のリスクアセスメントの流れ

### ステップ1

### 化学物質などによる危険性または有害性の特定



(法第57条の3第1項)

ステップ2

特定された危険性または有害性による

### リスクの見積り



(安衛則第34条の2の7第2項)

ステップ3

リスクの見積りに基づく
リスク低減措置の内容の検討



(法第57条の3第1項)

ステップ4

### リスク低減措置の実施



(法第57条の3第2項努力義務)

ステップ5

### リスクアセスメント結果の労働者への周知

(安衛則第34条の2の8)

# リスクアセスメント実施支援システム



(\*) 厚生労働省

労働災害統計

### 職場のあんぜんサイ

リスクアセスメント

働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動を応援します。

化学物質

働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

安全衛生キーワード

免許・技能護習

検索

ホーム > 化学物質のリスクアセスメント実施支援

#### 化学物質のリスクアセスメント実施支援

災害事例

#### 日次

労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて リスクアセスメント支援ツール リスクアセスメント実施・低減対策検討の支援 関連ページ

#### 労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて

平成28年6月1日、労働安全衛生法が改正され、SDS交付義務の対象となる物質(※平成30年3 月1日時点で673物質)について事業場におけるリスクアセスメントが義務付けれらました。業種、 事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象とな ります。製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざま な業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。労働災害低減の ため、義務付けられている対象物質のみならず、対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメ ントを行うよう努めましょう。

実施支援システム

#### 【化学物質のリスクアセスメントの概要】

#### 1. リスクアセスメントの対象事業者

労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントは、SDS交付義務対象物質を製造する事業者だけでは なく、取り扱う事業者も対象となっています。そのため、化学メーカーなどのいわゆる第2次産業に 該当する事業者だけではなく、サービス業などのいわゆる第3次産業に該当する事業者も、SDS交 付義務対象物質を取扱っている場合はリスクアセスメントの対象事業者となります。

#### 2. 対象となるリスク

労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントにおいては、設備・機器の爆発や引火などのおそれ(化 学物質の危険性に基づくリスク)と、労働者の健康に悪影響をおよぼすおそれ(化学物質の有害性 に基づくリスク)の両方がリスクアセスメントの対象となります。

#### 3. リスクアセスメントとは

労働安全衛生法では、化学物質などによる危険性・有害性を特定し、その特定された危険性・有害 性に基づくリスクを見積もることに加え、リスクの見積もり結果に基づいてリスク低減措置(リスクを 減らす対策)の内容を検討する一連の流れをリスクアセスメントと定義しています。

化学物質の危険性のリスクを見積もる場合、爆発や引火が生じたときの被害の大きさとその発生 確率からリスクを見積もる方法などが知られています。一方、化学物質の有害性を見積もる場合、 作業場の気中濃度を測定し、リスクアセスメント対象物質のばく露限界値と比較する方法(実測法) によりリスクを見積もることができます。また、実測法が難しい場合などでは、気中濃度を推定し、

#### 化学物質(更新情報) ○新規化学物質関連手続きの方法

○安衡法名称公表化学物質等

□GHSモデルラベル・SDS情報

OGHSモデルラベル作成法

○国際表示マーク(GHSとは)

○強い変異原性が認められた化学物質

○がん原性に係る指針対象物質

□リスク評価実施物質

○化学物質による災害事例

○がん原性試験実施結果

©変異原性試験(I-43-464=±)結果

○日本 バイオアッセイ研究センター

○有害性·GHS関係用語解説

# (オ)化学物質による健康障害防止対策に 関する事項(2/2)

- e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚 からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の 洗浄を含む化学物質の取扱い上の注意事項の確認
- g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- f 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- ⇒剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害 防止について(令和2年8月17日基安化発0817第1号)

## (カ)石綿による健康障害防止対策に関する 事項(1/3)

- a 建築物の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策 の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による 配慮の推進
  - (a) 必要な知識を有する者による事前調査の実施、 事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
  - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
  - (C) 隔離・湿潤化の徹底
  - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
  - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の 徹底
  - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
  - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
  - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底

## 石綿障害予防規則改正(令和2年10月施行)

建築物、工作物又は船舶<sup>※1</sup>の解体等 の作業<sup>※2</sup>を行う事業者の皆様へ ~石綿障害予防規則が改正されました~ (令和2年10月1日等から順次施行)

神奈川労働局健康課

- ※1 船舶は、鋼製のものに限ります
- ※2 「解体等の作業」とは、解体または改修の作業で、封じ込め、囲い込みを含みます。

#### 1 適切な事前調査の実施

(1) 事前調査の方法(令和3年4月1日施行)

解体等対象建築物について、あらかじめ全ての材料について、 設計図書等の文書を確認する方法及び目視による確認を行うこと が義務化されました。

- ※1 事前調査で石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査が必要となります。ただし、石綿等が使用されているとみなして法令に規定する措置を講するときは分析調査を省略できます(これまで吹付材についてはみなし適用が認められていませんでしたが、吹付材についてもみなし適用が認められることになりました)。
- ※2 構造上目視による確認が困難な材料は、目視による確認が可能となったときに事前 調査を行うことが必要です。
- ※3 目視による調査とは、単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することを言います。

#### 例外

- 過去に事前調査に相当する調査が行われている場合
- 船舶リサイクル法に基づき船舶に使用されている材料について有害物質一覧表確認証書の交付を受けている場合
- 建築物、工作物、船舶(日本国内で製造されたものに限る)の製造工事の着手日または 輸入日が平成18年9月1日以降である解体等対象建築物(一部のガスケット、グランドパッキンを除く)

については所定の文書を確認することにより目視による調査を省略 できます。

#### (2) 事前調査を行うものの要件(令和5年10月1日施行)

#### 事前調査は、

- 特定建築物石綿含有建材調查者
- 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録されたもの
- 一戸建て等建築物石綿含有建材調査者(一戸建て住宅、共同住宅の住戸の内部に限る)

に行わせることが必要です。

#### (3) 事前調査を省略できる場合

以下の作業のみを行う場合は、事前調査を省略できます。

- ・除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能、またはポルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しができる等、当該材料の除去を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- 釘を打って固定する、または刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散するお それがほとんどないと考えられるきわめて軽微な損傷しか及ぼさない作業(電動工 具を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴をあける作業は、事 前調査を行う必要があります)
- 既存の塗装の上に新たに塗装を行う等、既存の材料の除去は行わず、新たな材料を 追加するのみの作業
- ・国土交通省、経済産業省、農林水産省、防衛装備庁から用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された工作物、船舶の解体、回収の作業

#### (4) 記録の作成、保存、掲示等(令和3年4月1日施行)

- 事前調査、分析調査を行った事業者は、事前調査等の結果を作成し、3年間保管しなければなりません。
- 解体等の作業を行う作業場には、調査終了日、事前調査の方法(分析評価を行った場合はその旨)、石綿等の使用の有無(石綿が使用されているとみなした場合はその旨、石綿等が使用されていないと判断した場合は、その根拠)を作業者が見やすい場所に掲示しなければなりません。

#### (5) 事前調査結果の報告(令和4年4月1日施行)

次のいずれかの工事を行おうとするときは、石綿含有の有無にか かわらず、原則として電子データにより、所轄労働基準監督署長 に報告する必要があります。

- 解体部分の床面積が80m以上の建築物の解体工事
- 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
- 請負金額が100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

#### 2 建設工事計画届の提出範囲の拡大 (令和3年4月1日施行)

現行の建設工事等計画届の対象工事は、

・耐火建築物又は準耐火建築物に吹き付けられた石綿の除去工事のみでした。

法改正により、従来の対象に加え、

- ・吹き付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み(仕上げ用塗材を除く)
- ・建築物、工作物、船舶に張り付けられた保温材、耐火被覆材等 の除去、封じ込め、囲い込み等(石綿等の粉じんを著しく飛散 するものに限る)などの、いわゆるレベル2相当の工事も、建 設工事等計画届の対象となりました。
- ※ 建設工事等計画届が提出できる業種は建設業又は土石採取業に限られるため、これら以外の業種の事業者が工事を行う場合には、従来通り建築物解体等作業届を提出する必要があります。

#### 3 石綿含有成形品等の除去等の施工方法 (令和2年10月1日施行)

- 石綿含有成形品(スレート、ボード、タイル等)の除去を行う場合には、技術上困難な場合を除き、切断・破砕以外の方法によることが必要となりました。
- ・ やむを得ずケイ酸カルシウム板第1種を切断・破砕するときは、ビニルシートなどによる隔離と常時湿潤化することが必要となりました。
- 石綿含有仕上げ塗材をディスクグラインダーやディスクサン ダーなどの電動工具で除去する場合にも隔離及び湿潤化が必要となります(令和3年4月1日から)。

#### 4 作業の実施状況の記録

(令和3年4月1日施行)

石綿使用建築物等解体等作業を行ったときは、事前に作成した作業計画に従って作業を行わせたことについて、写真等の記録とともに所定事項を記入し、作業を終了した日から3年間保管することが必要となりました。

#### 5 隔離した作業場所の点検

(令和3年4月1日施行)

- 石綿除去等のために隔離した作業場所については、除去等の 作業開始後速やかに、集じん・排気装置の排気口からの石綿 等の漏えいの有無を点検することとされていましたが、集じ ん・排気装置の変更や移動など、何らかの変更があった時に も点検することが必要となりました。
- ・隔離した作業場所及び前室は、作業開始前に負圧に保たれているか点検することとされていましたが、作業中断時にも点検が必要になりました。

#### 6 隔離の解除の際の措置 (令和3年4月1日施行)

- 石綿の除去作業等が終了したのちに隔離を解除する前に、十分に湿潤化することが必要とされていましたが、これに加え、石綿等に関する知識を有するもの\*が除去の完了を確認した後でなければ隔離を解いてはならないこととされました。
- ※ 石綿等に関する知識を有するものとは、以下の者をいいます。
  - 当該作業にかかる石綿作業主任者
  - 建築物石綿含有建材調査者(建築物に限る)

#### 7 作業の記録の項目追加

(令和3年4月1日施行)

・石綿等の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する者については、1か月を超えない期間ごとに作業の記録を作成し、これを作業を離れた日から40年間保管することとされています。その際の記録すべき事項に、事前調査(分析調査を含む)の結果の概要、上記4に基づく作業記録の概要、保護具等の使用状況が追加されました。

#### ※大気汚染防止法も改正されます

(詳細は神奈川県ホームページ、環境省ホームページ(下記QR)を参照してください)





神奈川県HP

環境省HP

R3. 2) ご不明な点は神奈川労働局健康課もしくは最寄りの労働基準監督署にお問い合わせくださ

# (カ)石綿による健康障害防止対策に関する事項(2/3)

- b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露する おそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等 の除去、封じ込め等の徹底(貸与建築物等の場合において貸与者 等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。)
  - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況 の把握
  - (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の 石綿使用の有無の調査
  - (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
  - (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
  - (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施

建築物等の解体等の作業及び労働者が 石綿等にばく露するおそれがある建築物 等における業務での労働者の石綿ばく露 防止に関する技術上の指針(平成26年3月31日公示第21号)

- 令和2年9月8日改正
- 1 趣旨
- 2 建築物等の解体等の作業における 留意事項及び推奨される事項
- 3 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務における 留意事項

## (エ)石綿による健康障害防止対策に関する 事項(3/3)

- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備 の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の 石綿ばく露防止
- (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
- (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合(不明な場合を 含む。)における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う 作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
  - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
  - (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用 保護具等の使用等

# (キ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止 対策に関する事項

- a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する 実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
- b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための 教育啓発の実施
- c 支援制度(専門家による技術的な相談支援、喫煙室 の設置等に係る費用の助成)の活用
- ⇒健康増進法改正で義務付けられる受動喫煙防止措置 及び労働安全衛生法第68条の2により実施すべき事項を 一体的に示すことを目的とし、「職場における受動喫煙 防止のためのガイドライン」を令和元年7月1日付け改正。

# (ク)「事業場における治療と仕事の両立支援 のためのガイドライン」に基づく治療と仕事 の両立支援対策の推進に関する事項

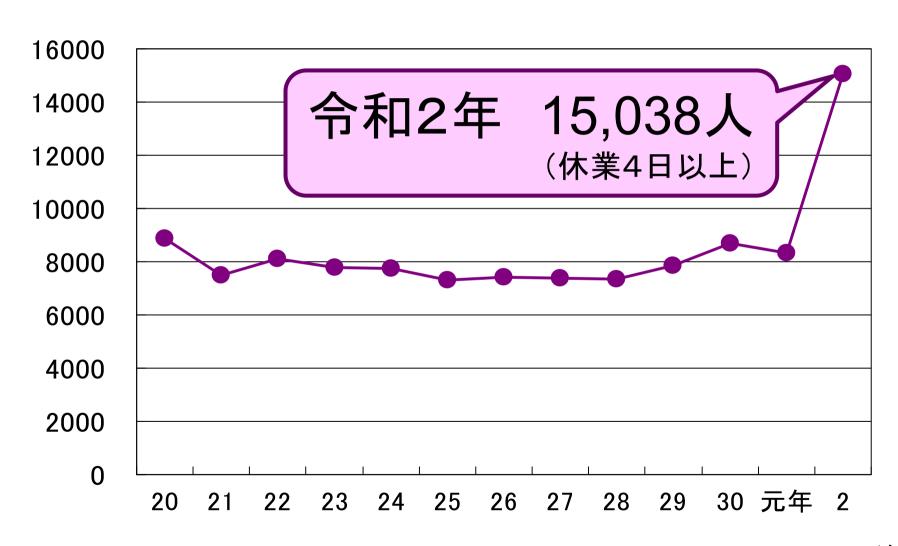
「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(平成28年2月23日厚生労働省発表、令和3年3月改訂)に基づき、以下の事業場の環境整備を進める。

- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化
- d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制 の整備
- e 治療と仕事の両立を支援するための制度導入等に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用

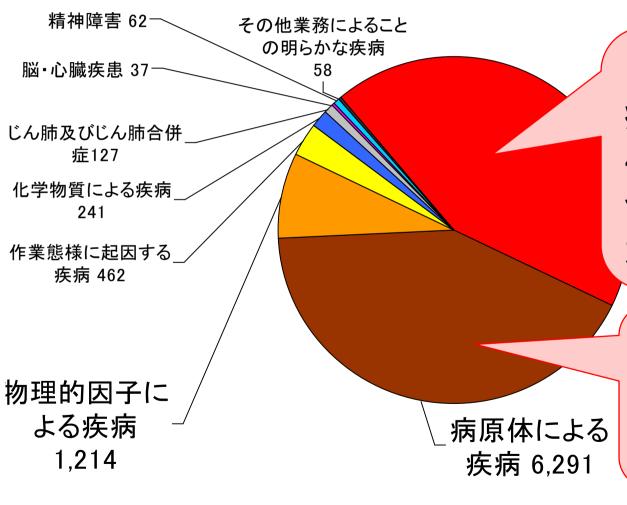
# (ケ)「職場における腰痛予防対策指針」に 基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項

- a リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
- b 作業標準の策定及び腰痛予防に関する 労働衛生教育(雇入れ時教育を含む。)の 実施
- c 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛 予防講習会等を活用した介護・看護作業に おける腰部に負担の少ない介助法の実施
- d 陸上貨物運送事業における自動化や省力化 による人力への負担の軽減

# 業務上疾病発生件数の推移(全国)



# 令和2年 疾病分類別 業務上疾病発生状況(全国)



「負傷に起因する疾病」が6,533人、43.4%。 うち5,582人が「災害性腰痛」。

「病原体による疾病」 41.8%。うち6,041 人が「新型コロナウイ ルスり患によるもの」。

# 腰痛予防対策指針 予防ポイント

事業主の皆さまへ

## 職場での腰痛を予防しましょう!

腰痛は、休業4日以上の職業性疾病の6割を占める労働災害となっています。 厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、重量物を取り扱う 事業場などへの啓発・指導を行ってきましたが、平成25年6月に、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げるなど、改訂を行いました。 このパンフレットは、指針の主なポイント、腰痛の発生が比較的多い作業についての対策をまとめたものです。

皆さまの事業所での腰痛予防対策に、ぜひ、お役立てください。

#### ■ 指針の主なポイント

#### <労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。



#### 〈リスクアセスメント〉

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる 要因を見つけ出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業 のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手 法です。

#### <労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画 (Plan)」を立て、それを「実施 (Do)」し、実施結果を「評価 (Check)」し、「見直し・改善 (Act)」するという一連のサイクル (PDCAサイクル) により、継続的・体系的に取り組むことができます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

#### 作業管理、作業環境管理、健康管理のポイント「指針]

#### 作業管理

#### ■自動化、省力化

腰に負担がかかる重量物を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化を行う。それが困難な場合は、台車などの道具や補助機器を使うなど作業者の負担を減らす省力化を行う。

#### ■作業姿勢、動作

作業対象にできるだけ身体を近づけて作業する。不自然な姿勢を取らざるをえない場合は、 前屈やひねりなど、その姿勢の程度をなるべく小さくし、頻度と時間を減らす。作業台や 椅子は適切な高さに調整する。作業台は、ひじの曲げ角度がおよそ90度になる高さとする。

#### ■作業の実施体制

作業時間、作業量などを設定する際は、作業をする人数、内容、時間、重量、自動化・省 力化の状況などを検討する。腰に過度の負担がかかる作業は、無理に1人ではさせない。

#### ■作業標準の策定

作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。作業標準は、作業者 の特性・技能レベルなどを考慮して定期的に確認する。また、新しい機器・設備を導入し たときにも、その都度、見直すようにする。

#### ■休憩・作業量、作業の組合せ

適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにする。夜勤や交代制勤務、不規則な勤務については、昼間の作業量を下回るよう配慮し、適宜、休憩や仮眠が取れるようにする。過労を引き起こすような長時間勤務は避ける。

#### ■靴、服装など

作業時の靴は、足に合ったものを使用する。ハイヒールやサンダルは使用しないこと。作業服は、適切な姿勢や動作を妨げることのないよう伸縮性のあるものを使用する。腰部保護ベルトは、個人ごとに効果を確認した上で、使用するかどうか判断する。

#### 作業環境管理

#### ■温度

寒い場所での作業は、腰痛を悪化、または発生させやすくするので、適切な温度を保つ。

#### ■照明、作業床面、作業空間や設備の配置

作業場所などで、足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。転倒、つまずきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面にする。作業や動作に支障をきたさないよう、十分な作業空間を確保するとともに、適切な機器配置にする。

#### ■振動

車両系建設機械の操作・運転などによる腰や全身への激しい振動、車両運転などによる長時間にわたっての振動を受ける場合は、座席の改善・改良などにより、振動の軽減を図る。

#### 健康管理

#### ■健康診断

腰に著しい負担がかかる作業に、常時、従事させる場合は、その作業に配置する際に、医師による腰痛の健康診断を実施する。その後は、6カ月以内に1回、実施する。

#### ■腰痛予防体操

ストレッチを中心とした腰痛予防体操を実施させる。

#### ■腰痛による休職者が職場に復帰する際の注意事項

腰痛は再発する可能性が高いので、産業医などの意見を聴き、必要な措置をとる。

#### 労働衛生教育のポイント「指針]

#### ■労働衛牛教育

重量物の取り扱い作業、同一姿勢での長時間作業、不自然な姿勢を伴う作業、介護・看護 作業、車両運転作業などに従事する作業者に対しては、その作業に配置する際やその後、 必要に応じて、腰痛予防のための労働衛牛教育を実施する。

#### [教育内容]

- 腰痛の発生状況、原因(腰痛が発生している作業内容・環境、原因など)
- ・腰痛発生要因の特定、リスクの見積もり(チェックリストの作成、活用方法など)
- ・腰痛発牛要因の低減措置(発牛要因の回避、軽減を図るための対策)
- 腰痛予防体操(職場でできるストレッチの仕方など)

#### ■心理・社会的要因に関する留意点

上司や同僚のサポート、腰痛で休むことを受け入れる環境づくり、相談窓口の設置など、 組織的な取り組みを行う。

#### ■健康の保持増進のための措置

腰痛予防には日頃からの健康管理も重要。十分な睡眠、禁煙、入浴による保温、自宅での ストレッチ、負担にならない程度の運動、バランスのとれた食事、休日を利用した疲労回 復・気分転換などが有効。

#### リスクアヤスメント・労働安全衛生マネジメントシステム

#### ■リスクアヤスメント

腰痛予防対策は、各作業におけるリスクに応じて、 合理的・効果的な対策を立てることが重要です。

そのためには、作業の種類や場所ごとに、腰痛の 発生に関与する要因についてリスクアヤスメントを 実施する必要があります。

リスクアヤスメントとは、職場にある危険の芽を 洗い出し、それにより起こりうる労働災害のリスク の大きさ(重大さ+可能性)を見積もり、大きい ものから優先的に対策を講じていく手法です。



#### ■労働安全衛生マネジメントシステム

作業管理、作業環境管理、健康管理、労働衛生教育を的確に組み合わせ て総合的に推進していくためには、労働安全衛生マネジメントシステムの 考え方を導入することが重要です。

リスクアヤスメントの結果を基に、「計画を立てる (Plan) 」→「計画 を実施する (Do) 」→「実施結果を評価する (Check)」→「評価を踏ま えて見直し、改善する(Act) | という一連のサイクル (PDCAサイクル) により、継続的・体系的に安全衛生対策に取り組むことができます。



#### 作業別 腰痛予防対策

腰痛の発生が比較的多い作業については、個別の腰痛予防対策を示します。

#### 1 重量物取り扱い作業

- ・重量物の取り扱い作業については、機械による自動化や台車・昇降装置な どの使用による省力化を図る。
- ・機械を使わず人力によってのみ作業をする場合の重量は、男性(満18歳以 上) は体重のおおむね40%、女性(満18歳以上)は、男性が取り扱う重量 の60%程度とする。
- ・荷物は、適切な材料で包装し、確実に持つことができるようにし、取り扱 いを容易にする。重量はできるだけ明示する。

#### 2 立ち作業

- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業機器や作業台は、作業者の体 格を考慮して配置する。
- 長時間立ったままでの作業を避けるため、他の作業を組み合わせる。
- ・1時間に1・2回程度の小休止・休息を取らせ、屈伸運動やマッサージな どを行わせることが望ましい。
- ・床面が硬い場合は、立っているだけでも腰に負担がかかるので、クッショ ン性のある靴やマットを利用して、負担を減らすようにする。

#### 3 座り作業

- ・椅子は、座面の高さ、奥行きの寸法、背もたれの寸法・角度、肘掛けの高 さなど、作業者の体格に合ったものを使用させる。
- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業対象物は、肘を伸ばして届く 範囲内に配置する。
- ・床に座って行う作業は、股関節や仙腸関節(脊椎の根元にある関節)など に負担がかかるため、できるだけ避けるようにする。

#### 4 福祉・医療分野等における介護・看護作業

- ・リスクアセスメントを実施し、合理的・効果的な腰痛予防対策を立てる。
- ・人を抱え上げる作業は、原則、人力では行わせない。福祉用具を活用する。
- ・定期的な職場の巡視、聞き取りなどを行い、新たな負担や腰痛が発生して いないか確認する体制を整備する。

#### 5 車両運転等の作業

- ・建設機械、フォークリフト、農業機械の操作・運転による激しい振動、ト ラック、バス・タクシーなどの長時間運転では、腰痛が発生しやすくなる ので、座席の改善、運転時間の管理を適切に行い、適官、休憩を取らせる
- ・長時間運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止や休息、ストレッチ を行った後に作業を行わせる。

指針全文(H25,6,18付け基発0618第1号)は、厚生労働省ホームページの「法令等データベース サービス(通知検索)」または、報道発表資料(H25.6.18)をご参照ください。

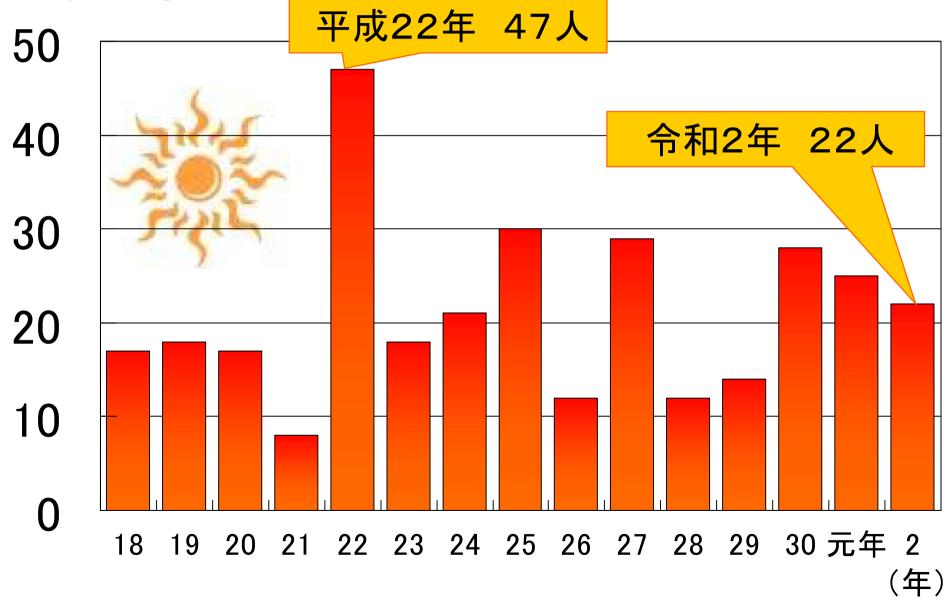
詳細は検索で 職場における腰痛予防対策指針

検索

## (コ)「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」 に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項

- a WBGT値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミィーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
  - b 自覚症状の有無にかかわらない水分・塩分の 摂取
  - c 緊急措置の事前の確認と実施
  - d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や 健康状態の確認

# 熱中症による死亡災害発生状況(全国)



## STOP!熱中症クールワークキャンペーン

- 期間 5月から9月
- ・昨年度に続き5回目の取組み
- ・内容 熱中症死亡災害の公表 WEBセミナーの開催 教育ツールの提供
- ・令和3年4月20日「職場に おける熱中症予防基本対策 要綱」策定
- ※インターネット検索により活用をお願いします。

### STOP!熱中症 今和3年5月~9月 クールワークキャンペーン

- 熱中症予防対策の徹底を図ろう -

職場における熱中症により、毎年<u>約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んで</u>います。 夏季を中心に「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に 取り組みましょう!

#### 事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間: 令和3年5月1日から9月30日まで(準備期間4月、最高取組期間7月)

4月 5月 6月 7月 8月 9月

5/1 キャンベーン期間 ★毎期間 第二点取組期間

#### 確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう!

		準備期間(4月1日~4月30日)
	WBGT値の把握の 準備	JIS 規格「JIS B 7922」に適合したWBGT招数計 を準備しましょう。
	作業計画の策定な ど	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などが できるよう <del>余裕を持った作業計画</del> をたてましょう。
0	設備対策・休憩場所の確保の検討	勝易な屋根の設置、通風または冷房設備や ミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方途を検討しましょう。 また、作業場所の近くに冷房を備えた 休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を 確保しましょう。
	服装などの検討	<b>通気住の良い作業者</b> を準備しておきましょう。 身体を冷却 する機能をもつ服の着用も検討しましょう。
	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 <mark>教育</mark> を行いましょう。 嫌りず教急車を 呼びましょう!
	労働衛生管理体制 の確立	衛生管理者などを中心に、事業場としての管理体制を整え、 必要なら熱中症予防管理者の選任も行いましょう。
	緊急時の措置の確 認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を 行い、周知しましょう。

【主唱】厚生労働省。中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会・一般社団法人全国監督業協会「協賛」公社社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本職会計測器工業会「優貴」関係省庁(予定)

### 「職場における熱中症予防対策」のポイント

- ① WBGT値(暑さ指数)の把握により、職場の暑熱の状況を把握し、 必要な作業環境管理、作業管理、健康管理等を行う
- ② 暑さ指数を下げるための設備の設置、休憩場所の整備、送風機能のある作業服着用等の対策を講じる
- ③ 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)を設定し、十分な休憩を取り徐々に身体を慣らす
- ④ 熱中症予防管理者の選任により事業場としての管理体制を整備し、 熱中症予防対策について教育を実施する
- ⑤ 自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の摂取について指導・確認し、定期的かつ積極的に摂取させる
- ⑥ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患 (糖尿病、高血圧、心疾患等)を踏まえた健康管理を行う
- ⑦ 熱中症が発症(疑いを含む)した場合の救急措置について周知し、 異常を認めた場合、直ちに救急車を要請する

WBGT測定器の例



求温度計 温熱指数測定器 WBGT 測定器



ハンディ型 WBGT 指数計

自然湿球・乾球温度計

- (サ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進の ためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、 健康確保等の推進に関する事項
  - ⇒令和3年3月25日、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を改正。
  - a 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
    - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

# チェックリスト【事業者用】ご活用下さい

#### テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するための チェックリスト (1/2枚目)

- 1 このチェックリストは、労働者にテレワークを実施させる事業者が安全衛生上、留意すべき事項を確認する 際に活用いただくことを目的としています。
- 2 労働者が安全かつ健康にテレワークを実施する上で重要な事項ですので、全ての項目に図が付くように努め
- てください。 3 「法定事項」の欄に「匈」が付されている項目については、労働安全衛生関係法令上、事業者に実施が幾務 付けられている事項ですので、不十分な点があれば改善を関ってください。 4 適切な設組が接続的に実施されるよう、このチェックリストを用いた確認を定期的(半年に1回程度)に実施し、その結果を衛生委員会等に報告してください。

すべての項目について確認し、当てはまるものに図を付けてください。

	項目	法定事項
1 3	全衛生管理体制について	
	(1) 衛生管理者等の選任、安全・衛生委員会等の開催	
	業種や事業規規模に向じ、必要な管理者等の選任、安全・衛生委員会等が開催されているか。	. 0
	常時使用する労働者数に基づく事業規規模の判断は、テレワーク中の労働者も含めて行っているか。	9
	養生管連者等による管理や、安全・衛生委員会等における調査審議は、テレワークが通常の勤務とは異なる点に容蔑の上、行っているか。	
	自宅等における安全衛生上の問題〈作業環境の大きな変化や労働者の心急の健康に生じた問題など〉を衛生管理者等が完建するための方法をあらかじめ定めているか。	
	(2) 健康相談体制の整備	
	健康相談を行うことができる体制を整備し、相談窓口や担当者の連絡先を労働者に周知しているか。	
	健康相談の体制整備については、オンラインなどテレワーク中の労働者が相談しやすい方法で行うことができるよう配慮しているか。	
	上 同等が労働者の心身の状況やその変化を的確に把握できるような取組を行っているか(定期的なオンライン 面散、会話を伴う方法による日常的な業務指示等)	
2 9	安全衛生教育について	
	(1) 雇入れ時の安全衛生教育	:
	雇入れ時にテレワークを行わせることが想定されている場合には、雇入れ時の安全衛生教育にテレワーク作業 時の安全衛生や健康確保に関する事項を含めているか。	0
	(2) 作業內容变更時教育	
	テレワークを初めて行わせる労働者に対し、作業内容変更時の安全衛生教育を実施し、テレワーク作業時の安 全衛生や健康確保に関する事項を教育しているか。 ※ 作業不容に大体な必要が生いる場合には、必ず実施してください。	
	(3) テレワーク中の労働者に対する安全衛生教育	
	テレワーク中の労働者に対してオンラインで安全衛生教育を実施する場合には、令和3年1月25日付け基安安 発0125第2号、基安労発0125第1号、基安化発0125第1号「インターネット等を介した。ラーニング等 により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」に挙じた内容としているか。	1
3 1	<b>*</b> 菜環境	il e
	(1) サテライトオフィス型	i
	労働安全衛生規則や事務所衛生基準規則の衛生基準と同等の作業環境となっていることを確認した上でサテラ イトオフィス等のテレワーク用の作業場を選定しているか。	0
	(2) 自宅	
	別添2のチェックリスト(労働者用)を参考に労働者に自宅の作業環境を確認させ、問題がある場合には労使 が協力して改善に取り組んでいるか。また、改善が関策な場合には適切な作業環境や作業姿勢等が確保できる 場所で作業を行うことができるよう配慮しているか。	
	(3) その他(モバイル勤務等)	i
П	別添2のチェックリスト (労働者用) を参考に適切な作業環境や作業姿勢等が確保できる場所を選定するよう 労働者に同知しているか。	:

事業主、企業の労務担当者の方用

#### テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するための チェックリスト (2/2枚目)

	UE E	法定事项
4 8	生成的保対策について	
	(1) 健康診断	
	注制健康診断、把定業務従事者の健診等必要な健康診断を実施しているか。	0
	健康診断の結果、必要な事後沿置は実施しているか。	0
	常湯、自宅や南陽州でテレワークを行っている者の健康診断受診に当たっての負担軽減に配慮しているか。 (労獲者が確診機関を選択できるようにする等)	
	(2) 長時間労働者に対する医師の面接指導	
	機能迅速に基づき、労働時間の状況を把握し、退40時間を超えて労働させた時間が80時間超の労働者に対して状況を選知しているか。	0
	週4〇鳴問を延えて労働させた時間が8〇時間延の労働者から申出があった頃合には医師による何曜旧専を実施 しているか。	0
	面接指導の結果、必要な事後指置を実施しているか。	0
	テレワーク中の労働者に対し、医師による雨波指導をオンラインで実施することも可能であるが、その場合、 医師に事業端や労働者に関する情報を提供し、円波に接受等が支受信可能な情報過程機器を用いて実施しているか。なお、直接指導を実施する医師は建業に認られない。 支援機は平成27年9月15日付け基準の915第5号「情報通信機器を用いた労働安全情生法第66条の8第1 項、第66条の8の2第1項、法第66条の8の4第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による回 提前導の実施こついて」(令和2年11月19日開経改正)を参照。	0
	(3) その他(健康保持増進)	
	健康が断の結果、特に健康の保持に努める必要があると語める労働者に対して、医師または保健師による保健 指導を実施しているか。	
	THP(トータル・ヘルスプロモーション・プラン) 指針に基づく計画は、テレワークが通常の穀務とは異なる ことに開意した上で発定され、当該計画に基づき計画的な取消を実施しているか。	
5 2	メンタルヘルス対策 ※ 編出 ロジ 担びむこ モメンタルへいえ到地の一番として限り組んでください。	
	(1) ストレスチェック	***********
	ストレスチェックを定期的に実施し、結果を労働者に通知しているか。また、結盟者の申し出があった場合に 面倍損害を実施しているか。(労働者数50人未満の場合は努力義務) ※節設治導をオンラインで実施する重合には、4(2)4ボッ目についても推進。	0
	テレワーク中の労働者が問題を逃することなく、ストレスチェックや順揺指導を受けることができるよう、配 厳しているか。(メールやオンラインによる実施等)	
	ストレスチェック結果の集団分析は、テレワークが通常の勤務と異なることに面視した上で行っているか。	
	(2) 心の健康づくり	
	メンタルヘルス指針に基づく計画は、テレワークが香業の動務とは異なることに密意した上で英定され、当該 計画に基づき計画的な取消を実施しているか。	
6 1	tols:	
	(1) コミュニケーションの活性化	
	同僚とのコミュニケーション、日常的な業務相談や業務指導等を円滑に行うだめの取組がなされているか。 (定期的・日常的なオンラインミーティングの実施等)	

# イ 労働衛生3管理の推進等(中項目) (1/2)

- (ア)労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
- (イ)作業環境管理の推進に関する事項
- (ウ)作業管理の推進に関する事項
- (エ)「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日~9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
- (オ)労働衛生教育の推進に関する事項

# (ア)労働衛生管理体制の確立とリスクアセス メントを含む労働安全衛生マネジメントシス テムの確立をはじめとした労働衛生管理活動 の活性化に関する事項

- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその 実施、評価、改善
- b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生 推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその 職務の明確化及び連携の強化
- c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に 基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

# (イ) 作業環境管理の推進に 関する事項

- a 有害物等を取り扱う事業場における 作業環境測定の実施とその結果の周知 及びその結果に基づく作業環境の改善
- b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、 検査及び点検の実施の徹底
- c 事務所や作業場における清潔保持
- d 換気、採光、照度、便所等の状態の 点検及び改善

# (ウ)作業管理の推進に関する事項

- a 自動化、省力化等による作業 負担の軽減の推進
- b 作業管理のための各種作業 指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、 使用及び保守管理の徹底

# 防じんマスクの選択、使用等について

(平成17年2月7日付け 基発第0207006号)

# 防毒マスクの選択、使用等について

(平成17年2月7日付け 基発第0207007号)

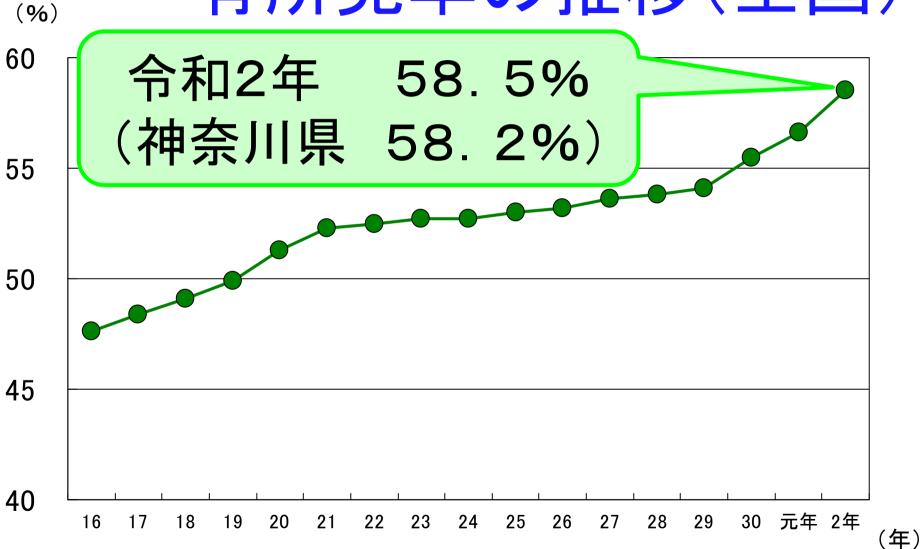


化学防護手袋の選択、使用等について (平成29年1月12日付け基発0112第6号)

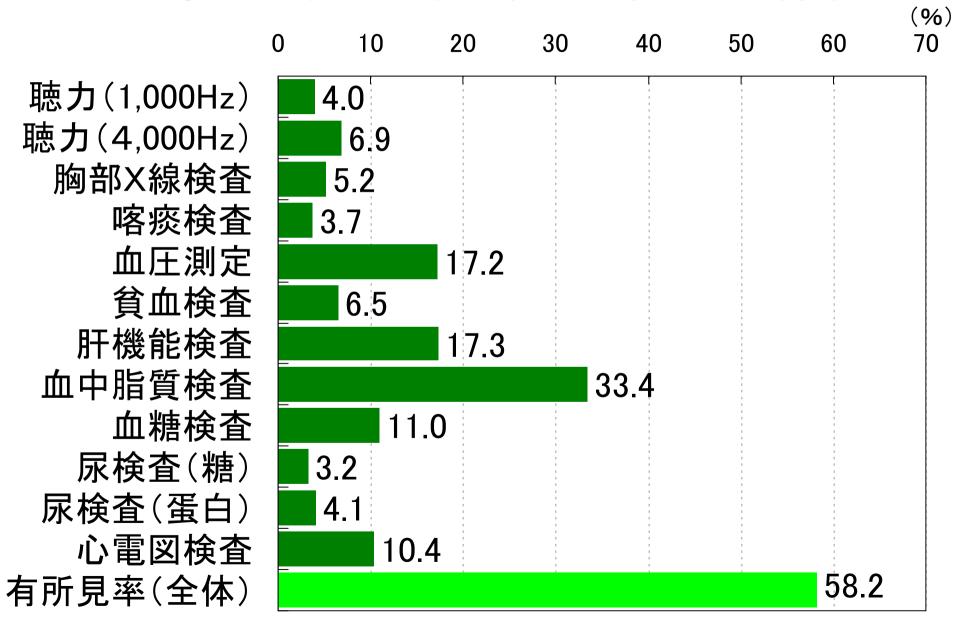
# (エ)「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日 ~9月30日)を契機とした健康管理の推進に 関する事項

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見 聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する 医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療 保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 小規模事業場における産業保健総合支援センター の地域窓口の活用

# 定期健康診断における 有所見率の推移(全国)



### 定期健康診断項目別有所見率(令和2年神奈川)



# 健康診断 自主点検をお願いします

健康診断と健康診断実施後の措置を実施できていますか? 次のア〜カの事項についてチェックし、実施できていない事項は、改善してください。

事	業場名称		業種		
所在地			労働者数	男 人女 人針 人	
担	当者職氏		電話番号		
7	定期健康診断を行っていますか。	ロ1年以内に行って 直近の健診実施時期 直近の健診実施機関名		□1年以内に行っていない □予定している 時期 年 月	
1	一定の有害業務に従事す る労働者に対する特殊健 康診断を行っていますか。	回6ヶ月以内に行って 直近の健診実施時期 直近の健診実施機関名		□対象者がいない □6ヶ月以内に行っていない □予定している 時期 年 月 □未定	
Ċ	健康診断の結果の記録を保存	<b>写していますか。</b>		口行っている 口行っていない	
I	健康診断結果について医師等からの意見聴取を行っていま すか。		ま	口行っている 口行っていない	
<b>t</b>	健康診断実施後の措置 (作業の転換、労働時間の短縮など) を行っていますか。		ð	口行っている 口行っていない 口該当事案なし	
b	健康診断の結果保健指導を行っていますか。(努力義務)			口行っている 口行っていない	

# (オ)労働衛生教育の推進に関する事項

- a 雇入れ時教育、危険有害業務 従事者に対する特別教育等の 徹底
  - b 衛生管理者、作業主任者等 労働衛生管理体制の中核となる 者に対する能力向上教育の実施

# 安全衛生教育<u>及び研修</u> の推進について

(平成3年1月21日付け 基発第39号)

(改正 平成31年3月28日 基発0328第28号)

安全衛生教育等推進要綱

安全衛生教育

安全衛生教育及び研修(教育等)

## 安全衛生教育等推進要綱

法定及び法定外の各種の安全衛生教育及び研修が、相関連して総合的な観点から実施されることが効果的であり、安全衛生教育及び研修の全般について体系化を図る。

- ① 趣旨•目的
- ② 教育等の対象者
- ③ 教育等の種類、実施時期及び内容
- ④ 教育等の実施体制
- ⑤ 教育等の推進に当たって留意すべき事項 安全衛生教育等の対象者・種類・実施時期及び 内容について別表により整理。

## イ 労働衛生3管理の推進等(中項目)(2/2)

- (カ)「事業場における労働者の健康保持増進の 指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的 かつ計画的な実施に関する事項
- (キ)快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成 の推進に関する事項
- (ク)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に 基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の 推進に関する事項
- (ケ)職場における感染症(新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組の促進に関する事項

# ウ 作業の特性に応じた事項(中項目)

- (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
- (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく 騒音障害防止対策の徹底に関する事項
- (エ)「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害 防止対策の徹底に関する事項
- (オ)「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
- (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素 中毒防止のための換気等に関する事項

# (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する

# 事項

- a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日~9月30日)を契機とした「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
  - (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくは ばり取り作業及び屋外における鉱物等の破砕作業 に係る粉じん障害防止対策
  - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
  - (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
  - (d) じん肺健康診断の着実な実施
  - (e) 離職後の健康管理の推進
- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

# 第9次粉じん障害防止総合対策

事業者が重点的に講ずべき措置の概要

#### 岩石・鉱物の研磨作業、又はばり取り作業と、 鉱物等の破砕作業にかかる粉じん障害防止対策

「粉じん則及びじん肺法施行規則」の改正(平成26年7月 及び平成29年6月施行)により、屋外での作業を含め、以下 の作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を着用さ せましょう。



- 手持式または可搬式動力工具に よる岩石・鉱物の研磨作業又は ばり取り作業
- 手持式動力工具を用いた鉱物等 の破砕作業





**Aい雪田田田工士における私に** 

料果に対するガイドラインの報報

#### ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライ ン」に基づく対策を徹底しましょう。

特に、一部作業で着用が義務付けられている電動ファン付 き呼吸用保護具の使用に当たっては、作業中にファンが有 効に作動する必要があるため、予備電池の用意や休憩室で の充電設備の備え付けを行いましょう。

#### 〈ガイドラインの主な内容〉

- 換気装置による換気の実施等
- 換気の実施等の効果を確認するための、ガイドラインで定めた方式による粉じん濃度測 定の実施及びその結果に応じた換気装置の風量の増加その他必要な措置の実施
- コンクリート等を吹き付ける場所における作業等に従事する労働者に対する電動ファン付 き呼吸用保護具の使用
- 発破の作業を行った場合において、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ 発破をした箇所に労働者を近寄らせない措置の実施

#### 呼吸用保護具の使用の徹底と適正な使用の推進

労働者に対し、防じんマスクなどの使用の必要性について教育を行い「保護具着 用管理責任者」を選任し、以下のことを実施させましょう。

- 呼吸用保護具の選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
- 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄
- 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換を記録する台帳 を整備すること等フィルタ交換の管理

労働者に呼吸用保護具を使用させる際には、適正に着用させましょう。

解体作業等において、法令上必要にもかかわらず現場監督など事業者側の判断に より防じんマスクなどを外させることは認められません。

#### <電動ファン付き呼吸用保護具を使いましょう>

電動ファン付き呼吸用保護具は、マスク面体 内が陰圧にならないため、防護性能が高く、 楽に呼吸できます。このたび新たに、じん肺管 理区分が管理2、管理3イの労働者が粉じん 作業に従事する場合には、電動ファン付き呼 吸用保護具を使用させることが望ましいことと されました。





#### じん肺健康診断の着実な実施

粉じん作業に労働者を従事させる際には、じん肺法に基づき「じん 肺健康診断」の実施が事業者に義務づけられています。労働者の健 康管理のためにじん肺健康診断を実施しましょう。

また、じん肺健康管理実施状況報告を毎年提出しましょう。



#### 離職後の健康管理の推進

じん肺管理区分2又は3の方は離職後、都道府県労働局に 申請することにより、健康管理手帳が交付され、健康管理手帳 所持者は無料で健康診断を年に1回受けることができます。

じん肺は経過が長く長期的な健康管理が重要です。事業者 は、離職する方に対して、健康管理手帳制度について周知し てください。

詳しくは都道府県労働局にお問い合わせください。



### (イ)電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

令和3年4月1日から、

### 「改正電離放射線障害防止規則」が 施行されます

厚生労働省では、「電離放射線障害防止規則」(以下「電離則」) と「電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに第8条第5項及 び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方 法を定める件」(以下「告示」)を改正し、令和3年4月1日から施 行・適用します。

今回の改正では、眼の水晶体の被ばく限度の見直しなどを行っています。

事業者の皆さまは、改正後の電離則および告示に基づき、労働者の電離放射線障害防止のための措置を講じるよう、よろしくお願いします。

	今回の改正内容				
1	放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける 等価線量の限度の引き下げ	(電離則第5条)			
2	線量の測定および算定方法の一部変更	(電離則第8条・告示第3条)			
3	線量の測定結果の算定・記録・保存期間 の追加	(電離則第9条)			
4	電離放射線健康診断結果報告書様式の項 目の一部変更	(電離則様式第2号)			
5	上記1に関する経過措置	(改正電離則附則)			

#### | 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ

事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、<u>5年間につき</u>100mSvおよび1年間につき50mSvを超えないようにしなければなりません。

#### 2 線量の測定および算定方法の一部変更

放射線業務従事者などの管理区域内で受ける外部被ばくによる線量の測定は、1cm 線量当量、3mm線量当量および70µm線量当量のうち、実効線量および等価線量の 別に応じて、放射線の種類およびその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定す るために適切と認められるものについて行うことが必要です。

また、眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類およびエネルギーの種類に応じて、1cm線量当量、3mm線量当量または70µm線量当量のうちいずれか適切なものによって行うことが必要です。

#### 3 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加

放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量は、3か月ごと、1年ごと および5年ごとの合計を算定・記録・保存することが必要です。

#### 4 電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更

上記1に伴い、受診労働者数の欄中「眼の水晶体の等価線量による区分」の欄に 関する項目が、「20mSv以下の者」、「20mSvを超え50mSv以下の者」および 「50mSvを超える者」に変わります。また、全区分の欄に「検出限界未満の者」 の項目が追加されます。

#### 5 上記1に関する経過措置

**一定の医師**\*については、眼の水晶体に受ける等価線量の限度を以下のとおりとします。

- 眼の水晶体に受ける等価線量の限度
- ・令和3年4月1日~令和5年3月31日の間
- 1年間につき50mSv
- ・令和5年4月1日~令和8年3月31日の間 3年間につき60mSvおよび1年間につき50mSv
- ※ 放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなおその眼の水晶体に受ける 等価線量が5年間につき100mSvを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な 知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないもの。

# (ウ)「騒音障害防止のためのガイドライン」に 基づく騒音障害防止対策の徹底に関する 事項

⇒平成4年10月1日付け基発第546号 「騒音障害防止のためのガイドライン」 労働安全衛生規則第588条に定める8屋内 作業場(騒音の測定が義務付けられている 作業場)及び騒音レベルが高いとされる52 作業場を対象に、作業環境管理、作業管理、 健康管理及び労働衛生教育等の騒音障害 防止のための具体的対策を示しています。

# (エ)「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項

⇒平成21年7月10日 基発0710第5号 「振動障害総合対策要綱」 チェーンソー、 さく岩機、建設業及び製造業等の振動工具 を取り扱う業務の振動障害防止対策を示す。

## 【関係指針】

平成21年7月10日 基発0710第1号 「チェーンソー取扱作業指針について」 平成21年7月10日 基発0710第2号 「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業 務に係る振動障害予防対策指針について」

# (オ)「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項

平成14年4月5日付け基発第0405001号「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」が発出されて以降、ハードウェア・ソフトウェア双方の技術革新により、職場におけるIT化は進行し、情報機器作業を行う労働者の範囲はより広くなり、作業形態はより多様化しています。

このような状況を踏まえ、情報機器を使用する作業のための基本的な考え方は維持しつつ、多様な作業形態に対応するため、事業場が個々の作業形態に応じて判断できるよう健康管理を行う作業区分を見直し、新たに

「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」 (令和元年7月12日 基発0712第3号)が策定されました。

# (カ)酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項

- a 酸素欠乏危険場所における 作業前の酸素及び硫化水素 濃度の測定の徹底
- b 換気の実施、空気呼吸器等 の使用等の徹底

## (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素 中毒防止のための換気等に関する事項

基本通達

一酸化炭素による労働災害の防止について (平成23年7月22日基安化発0722第2号)

建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン(平成10年6月1日基発第329号の1) ⇒作業責任者の選任、作業手順書作成、元方 事業者による管理、作業開始前・作業中・終了後 の管理、異常時の措置、呼吸用保護具使用、健康 管理等の予防対策を示す。

### 厚生労働省 職場のあんぜんサイト

■ 労働災害統計、労働災害事例、労働災害防止対策、教材・資料、化学物質管理等の労働安全衛生に関する各種情報を、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」において掲載しています。

職場のあんぜんサイト <a href="http://anzeninfo.mhlw.go.jp/">http://anzeninfo.mhlw.go.jp/</a>





# 令和3年度 全国労働衛生週間 県央地区推進大会

ご清聴ありがとうございました